

物品供給単価契約書(案)

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対して発注する物品の供給について、次のとおり契約を締結する。

第1条 品名、規格、単位及び契約単価は、次のとおりとする。

（単位：円）

品名	規格	単位	契約単価	摘要
プロパンガス	イ号	m ³		

2 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。（契約保証金は、免除する。）

第2条 この契約の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第3条 前条に定める期間中において単価に著しい変動があった場合には甲、乙協議の上、改訂することができるものとする。

第4条 物品の納入場所は、宮崎県立農業大学校とする。

第5条 乙は、甲の注文する物品を、第1条第1項の契約単価をもって納入期限までに納入しなければならない。

第6条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第7条 乙は、自己の責めに帰さない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、甲に対して納入期限の延長を請求することができる。この場合において、当該延長する日数は、甲の定めるところによる。

2 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限内に物品を納入することができないときは、納入期限の猶予について甲の承認を受けなければならない。

3 乙がその責めに帰すべき理由により、納入期限までに物品の納入を終了しない場合には、甲は、乙に対して、遅延日数に応じ、未済部分の発注予定価格に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

第8条 乙は、物品を納入しようとするときは、甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格と決定した物品は、乙の負担で甲の指定する期限内にこれを良品と取替え、前項の規定に準じて再検査を受けなければならない。

3 前項の規定による取替えによって生ずる損害は、全て乙の負担とする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定による検査又は再検査に合格したときは、甲に当該物品を引渡さなければならない。

第9条 物品の所有権は、乙が、前条の規定による検査に合格し、当該物品の引渡しをしたときに、甲に移転するものとする。

第10条 乙は、翌月10日までに前月中に納入した物品に係る代金を検針票を添えて、甲に対して支払いを請求することができる。

2 請求額は、納品量に契約単価を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税を加算した金額（1円未満は切り捨て）とする。

3 甲は、前項の規定により乙が提出した適法な請求書を受領した日から30日以内に、当該物品の代金を支払わなければならない。

4 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に支払代金の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

(2) 乙が次のアからオまでのいずれかに該当することが明らかになったとき。

ア 役員等（乙が法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第12条 甲が、前条の規定により契約を解除した場合において、甲が損害を受けたときは、乙から違約金を徴収するものとする。

2 前項の違約金の額は、契約単価に契約解除日以後の甲の発注予定数量を乗じて得た額の100分の10とし、乙は、甲が別に指定する期間内にこれを支払わなければならない。この場合において、第1条第2項の契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当するものとする。

第13条 乙は、この契約に伴う業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約に定める義務の履行を完了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

第14条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記入押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲 宮 崎 県
宮崎県立農業大学校
校長 松田 義信

乙 住 所
氏 名 印